

## 令和3年竹田市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和3年8月6日(金) 午後1時00分～午後1時40分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 10番 麻生 章治 11番 工藤 明秀  
12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 9番 本郷 敦子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：衛藤和恵、次長：佐藤俊郎、農地係長：工藤裕崇

6. 議事

議案第55号 農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分	11件
議案第56号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	12件
議案第57号 農用地利用集積計画の承認について	5件
議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第60号 非農地証明について	3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和3年竹田市農業委員会第8回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番長野幸生委員、4番和田京子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

#### 事務局

報告第15号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

なお1番・2番の案件は、議案第56号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見に関連し、合意解約するものです。

続きまして報告第16号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が2件ありましたので報告します。

#### 議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

#### 議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

#### 議長

次に議案の上程を行います。

議案第55号 農用地利用集積計画の承認について～農地中間管理事業分、11件

議案第56号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、12件

議案第57号 農用地利用集積計画の承認について、5件

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、5件

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件

議案第60号 非農地証明について、3件

以上、38件を本日の議案として提案いたします。

#### 議長

議案第55号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

#### 農政課

議案第55号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から6番、8番、11番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。7番の案件は、5年4カ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。9番の案件は、賃貸借から使用貸借へ権利の設定を変更するものです。10番の案件は、5年4カ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第55号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第55号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第56号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第56号の農用地利用配分計画案は、先程議案第55号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番・2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「借受者は地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており地域内で調整済み」です。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

4番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

5番・6番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

7番・8番の借受人は、〇〇〇〇です。選定理由は「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

9番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

10番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。賃貸借から使用貸借へ権利設定の種類変更です。

11番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

12番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は「人・農地プランの中心的担い手としてマ

ツチングした結果」です。

議長

只今、議案第56号について担当課による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第56号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで休憩いたします。農政課の井出係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

議長

議案第57号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第57号は分割して質疑・採決を行います。

議案の説明を事務局に求めます。

議長

最初に議案第57号の3番ですが、○番○○○○委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

事務局

議案第57号の3番の借り手は、認定農業者である○○○○です。2年間の賃貸借、新規設定です。現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第57号の3番について事務局による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第57号の3番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号の3番農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

○番○○○○委員はご着席下さい。

議長

続いて議案第57号の1番・2番・4番・5番について説明をお願いします。

事務局

1番・2番の借り手は、認定農業者である○○○○です。10年間の賃貸借、新規設定です。

4番・5番の借り手は、認定農業者である○○○○です。10年間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第57号の1番・2番・4番・5番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって議案第57号の1番・2番・4番・5番、農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字倉木字瀬口〇〇〇番、畑1筆、面積416.52平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、今回取得する農地のみですが、農用地区域内ではない農地416.52平方メートルの取得であり、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第58号の1番の調査報告をいたします。私が行った時には家の中を改築中で、浄化槽の整備をしている状態でした。農地はすぐ耕作出来る状態ではなかったです。機械とか全く持っていませんが、譲渡人から借りてするようです。譲渡人の〇〇〇〇から家と農地を譲り受けるそうです。譲受人の労力は1名です。自家用野菜を中心とした農地利用を計画しており農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字今字宮ノ前〇〇〇番、外1筆、田2筆、合計面積948平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は22,699.8平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第58号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。夫婦ともう一人は、実践大学を出たばかりの若い人が希望に燃えて農業をするということになっています。農機具は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、耕うん機1台を所有しており、稲作中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字境目〇〇〇〇番、田1筆、面積1,772平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は17,644平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第58号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3名です。農機具はトラクター1台、田植機1台、バインダー1台を所有しており、稲作とトマト中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字小柳〇〇〇〇番、畑1筆、面積238.01平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は46,512平方メートルで、下限面積要件を充たします。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第58号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台を所有しており、水稻中心の農家で、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字竹本〇〇〇〇番、田1筆、面積3,218平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は93,833平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第58号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、共同で田植機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産経営を中心とした農家であり、農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

書いているとおり、お兄さんが持っていた農地を弟さんが後を継いだという事で譲り受けて、問題ないと考えます。

議長

只今、議案第58号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

6番 佐藤博一委員

〇〇〇〇は空き家バンクで来たんですか。

事務局

そのいきさつについては聞いていませんので把握はしていませんが、親しく話されていたので話をして来られたのではないかと思います。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第58号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第59号の1番の案件は、申請地竹田市大字白丹字境目〇〇〇〇番、面積474平方メートルの田です。

この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、申請地の北約400メートルの住宅に両親と住んでいます。熊本地震により被害を受けたことや湿度が多いため、両親とともに転居を考え、申請地の所有権を移転し住宅建設を計画したものです。排水は水路へ流す計画で、水利組合の了解をもらっています。工事期間は、令和3年9月1日から令和3年12月31日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第59号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第59号の2番の案件は、申請地竹田市久住町大字有氏字小柳〇〇〇〇番、面積459平方メートルの田です。

この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、農機具倉庫及び駐車場です。転用者は、主に水稻中心の認定農業者で、農機具倉庫と駐車場が足りなくなったため、新たに建設を計画したものです。排水は、既存側溝へ流す計画で、水路組合の承諾をもらっています。工事期間は、令和3年9月1日から令和3年9月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第59号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第59号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

8番 工藤一美委員

〇〇〇〇の〇〇〇〇のようですが、〇〇〇〇の1から〇〇〇〇の2になってるのは、宅地だけ分筆したちゅうことですか。なかの一角ですか。

事務局

3条の中にあっただと思うんですけども、今パソコンで見てるところの下の部分の田んぼの部分は3条で、上の部分は家を建てたいという事で分筆をしてもらいました。それで、5条と3条ということで分けて許可申請という事に今回なりましたので補足させていただきます。

議長

工藤さんいいですか。他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第59号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第60号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第60号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字会々字七里〇〇〇〇番、登記地目、畑、面積710平方メートルで、亡き父が昭和48年頃に建物を建てており登記地目が畑であることを知らなかった。現況は宅地・山林原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は一部住宅、一部山林原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第60号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字植木字栗元〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積394平方メートルで、昭和47年3月13日に道路買収にあった残地で農地として耕作できなくなり、現況は雑種地となっています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われ  
ます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第60号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字次倉字桑鶴〇〇〇〇番、外1筆、登記地目田2筆、合計面積2,425平方メートルで、周囲が山林のため農地として管理できなくなり、平成元年頃植林し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われ  
ます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第60号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第60号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(13時40分)

令和3年8月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....